

控

2022. 7. 3.

辻 恭子 代理人 弁護士 谷直樹 様
早し: 弁護士 岩永隆之 様

件名 西山F江 死後の手続きに関する
「かいじの花みずき」 清川社長への回答
経緯

「かいじの花みずき」では本年3月施設長担当
の清川氏の退職に伴い立野信太郎氏
が施設長の職に就いた。

昨年6月F江急変の折 前任者と
確認していたF江死後の手続きが
引き継がれていないとわかった。

その手続き事項と文書として立野施設長へ
送付した。

「かいじの花みずき」清川社長からの質問
が来たと聞き 6月29日朝 清川社長に
電話にて要望を確認した。

1. 遺体は誰の依頼で誰が引き取りに
来るのか？
2. 残金の支払いは誰がやるのか？
3. F江の所持品は、誰が一週間以内
で持ち帰るのか？

1

これら 三点を 知りたいたいで可。

辻恭子と 話し合いの上、結果を 知らせて
可い。 との こと だ。

清川社長への 解答

1. 西山紀男が 平安社へ 遺体の 処分
を 依頼 可

平安社の 建築 公 司 比が 遺体、

死 亡 診 断 書 および 死 亡 届 出 手 続

介護の 必要 あり へ 引き取り に行く

理由： 民法の 条文 および その 判例 に

基き 西山紀男が 親 であり

西山キ江の 葬 儀 を 主宰 可

辻恭子の 遺体 処分 は

民法に 違反 可

2. 残金の 支払いは、西山紀男が
担当し、 実施 可。

理由： 成年後見人は 西山キ江の

死 亡 と 同時 に その 任務

(財産 管理) を 終了 可。

3. 辻若子に担当し、実施可。
ただし 現金 いんかん、通帳
は、西山紀男へ返却可。

理由：西山E.I.の所持品は
辻若子が必要、不要の区別可。

谷井護工は 上記 清川社長への
回答を 確認され 至急 返信
くださりたく お願ひ 申し上げます。

2022年7月3日

松山市道後湯之町 4-12-503

西山 紀男